

島田市中心市街地活性化基本計画

令和2年3月

島 田 市

(令和2年3月30日認定)

(令和4年3月8日変更)

(令和5年3月13日変更)

(令和6年3月7日変更)

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
〔1〕地域の概況	2
〔2〕地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	3
〔3〕地域住民のニーズ等の把握・分析	28
〔4〕これまでの中心市街地活性化に対する取組みの検証	36
〔5〕中心市街地活性化の課題	42
〔6〕中心市街地活性化の方針	44
2. 中心市街地の位置及び区域	49
〔1〕位置	50
〔2〕区域	51
〔3〕中心市街地の要件に適合していることの説明	52
3. 中心市街地の活性化の目標	57
〔1〕中心市街地活性化の目標	58
〔2〕計画期間の考え方	60
〔3〕目標指標設定の考え方	60
〔4〕フォローアップの時期及び方法	68
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	69
5. 都市福祉施設を整備する事業に関する事項	73
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	77
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	81
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	87
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	91
〔1〕市町村の推進体制の整備等	92
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項	93
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	93
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	95
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方	96
〔2〕都市計画手法の活用	98
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	98
〔4〕都市機能の集積のための事業等	103

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	105
〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	106
〔2〕都市計画等との調和	106
〔3〕その他の事項	107
12. 認定基準に適合していることの説明	109